

# 上野事務所ニュース

29年8月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 育児休業給付金支給期間延長について

保育所に入所できないといった理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6ヵ月に達する日前まで雇用保険育児休業給付金の支給対象期間が延長できます。

平成29年10月より、育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されます。今回の改正は、子が1歳6ヵ月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象となります（=子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に対象となります）。延長理由に関わらず、あらかじめ確認書類の提出が必要になります。

### 【確認書類】

「市町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」、状況に応じて「世帯全員について記載された住民票の写し及び母子健康手帳」、「保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等」など

## 算定基礎届の結果について

算定基礎届の提出を終えました。ご協力ありがとうございました。標準報酬月額決定通知書は、年金事務センターから直接事業所へ郵送されます。発送時期は、8月下旬から順次郵送され、遅くとも9月半ば頃までに郵送されます。

4、5、6月の給与データが記載されていますので、開封の際は、代表者又は

担当の方が行うよう十分ご注意ください。

算定基礎届の提出と同時に、調査も行われました。社会保険の調査は、各事業所とも3、4年に1度の割合で該当すると言われています。今回調査に該当しなかった事業所は、来年以降該当する可能性がありますので、以下の調査項目に該当する場合は早目に対応が必要です。

### 【調査項目】

1. 加入すべき方が加入しているか
  - ① 1週30時間以上の従業員は加入となります。
  - ② 月130時間以上で加入（シフト制で1日の勤務時間に変動がある場合）◆ 加入しない場合は、①②の要件を満たさなくて働く約束をして下さい。
2. 給与の変動等が正しく届けられているか

加入要件を満たしているパートタイマーの事務漏れのケースでは、遡って加入を求められるケースもあります。

年金受給者である「未加入者」が遡って社会保険に加入した場合、給与によっては、受給している年金額が遡って調整されるなど影響が大きくなる場合もあります。社会保険の加入要件を満たしている「未加入者」の事務漏れがないかどうかご確認をお願いします。

## 基本手当（失業手当）日額等の変更

平成29年8月より失業手当日額※の上限額、高年齢雇用継続給付の支給限度額が引き上げられました。詳しい内容は次の通りです。

※失業手当日額は、賃金日額(☆)に給付率(日額により45~80%)をかけたものです。  
 (☆)賃金日額：退職前6ヶ月における1日当たりの平均賃金額

【失業手当日額の上限額】

年齢	改正前	改正後
60歳以上 65歳未満	6,687円	<b>7,042円</b>
45歳以上 60歳未満	7,775円	<b>8,205円</b>
30歳以上 45歳未満	7,075円	<b>7,455円</b>
30歳未満	6,370円	<b>6,710円</b>

【失業手当日額の下限額】

・年齢に関係なく、1,832円⇒**1,976円**

【高年齢雇用継続給付の支給限度額の引き上げ】

改正前	改正後
339,560円	<b>357,864円</b>

【育児休業給付の支給限度額の引き上げ】

改正前	改正後
(支給率67%) 284,415円	<b>299,691円</b>
(支給率50%) 212,250円	<b>223,650円</b>

◆給与が支給限度額以上である場合は支給されません。

Q&Aなぜなにどうして？

**Q**：勤務中に重い荷物(約30kg)を運んでいた際に腰を痛めた従業員がおります。怪我をしたのは金曜日で、当初は痛みがそれ程でもなかったため自宅で療養し、公休(土曜日、日曜日)後、月曜日に我慢できなくなって病院へ行った結果、しばらくの間労務不能という診断を受けました。この場合、労災保険はいつからでるのでしょうか？

**A**：【待期期間について】

労災保険で休業した場合、第1日目から第3日目までは休業補償給付の対象外になり、第4日目から対象になります。この休業第1日目から第3日目までを労災保険法における「待期期間」といいます。健康保険の傷病手当金とは異なり、労災保険の休業補償の場合、

待期期間の3日間は連続している必要はありません。

【待期期間の起算日について】

労災保険の休業補償では、初診日がいつなのかがポイントになります。  
 ①怪我をした当日中に病院へ行った場合の待期期間の取扱いは次の通りです。  
 イ.怪我をした時刻が所定労働時間内であれば、負傷当日を待期期間の第1日目とします。  
 ロ. 所定労働時間終了後の怪我については、怪我をした翌日が待期期間の第1日目となります。  
 ②週明けに病院へ行った場合、その日が待期の第1日目となります。

会社に待期期間中の休業補償の義務が生じるのは、被災者が病院で労務不能の診断を受けてからですので、今回の待期期間の起算日は、怪我をした当日ではなく、初診日の月曜日ということになります。

【待期期間中の休業補償について】

業務上の負傷の場合、会社は待期期間である3日間の休業補償の義務があります。通達では、「休業最初の3日間について使用者が平均賃金の60%以上の金額を支払った場合には、特別の事情がない限り休業補償が行われたものとして取り扱うこと」とされています。なお、通勤災害の場合は、待期期間中の休業補償の義務はありません。

**8月14日(月)から  
 8月16日(水)まで  
 休業させていただきます。  
 宜しく願い致します。**